

平成 25 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社カイオム・バイオサイエンス
代表者名 代表取締役社長 藤原 正明
(コード：4583 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理本部シニアディレクター 清田 圭一
(TEL. 03-6383-3746)

従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 238 条及び第 240 条に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

今回の発行は、当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを目的としており、当社の中期経営政策における企業価値向上に資することで、ひいては株主の皆様の利益向上にも寄与できるものと考えております。なお、今回は当社従業員のうち主に前回付与時以降に入社した従業員を対象としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者及び割当てる新株予約権の数

当社従業員 19 名 90 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

各新株予約権の目的である株式の種類は、株式会社カイオム・バイオサイエンス（以下「当社」という。）普通株式とし、その数は、100 株とする。

なお、下記（6）に定める割当日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、付与株式数は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない本件新株予約権の目的である付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

90 個

ただし、上記（1）の割当予定者が新株予約権割当日において当社従業員たる地位を失っている場合、又は割当予定数に対する申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの総数をもって発行

する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込を要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 各本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本件新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価格とする。

ただし、行使価額は、下記②及び③の調整に服する。

- ② 割当日後、当社が当社普通株式の分割又は株式の併合を行う場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ③ 割当日後、当社普通株式の価額（以下「新規発行（処分）前の株価」という。）を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己保有普通株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使、取得条項付株式の取得、又は取得請求権付株式の取得請求により当社普通株式を発行し、又は自己保有普通株式を処分する場合を除く。）、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記記算式における「新規発行（処分）前の株価」は以下のように定義する。調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社普通株式に係る株式が上場する国内の金融商品取引所（但し、証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）を「新規発行（処分）前の株価」とする。なお、平均値は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

また、上記算式において、「既発行株式数」とは、募集のための基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。ただし、当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数は含まないものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成25年8月2日

(7) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の権利行使期間

平成27年8月2日から平成31年8月1日までとする。

(10) 新株予約権の行使の条件

- ① 本件新株予約権の割当てを受ける者（以下「被付与者」という。）は、当社又は当社の子会社の取締役、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合（被付与者が死亡した場合を含む。）には、本件新株予約権を行使することができない。ただし、行使することができることについての当社取締役会の予めの承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 本件新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本件新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社と被付与者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 被付与者が、本件新株予約権の行使をする前に、本件新株予約権の行使の条件に該当しなくなったこと等により、本件新株予約権を行使することができなくなった場合、又は権利を放棄した場合、当社は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当該被付与者の有する未行使の本件新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ② 上記①に定めるほか、当社は、当社取締役会が特に必要と認めた場合、当社取締役会が取得日として別途定める日に、いつでも未行使の本件新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。
- ③ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされたとき）は、当社取締役会が取得日として別途定める日に、当社は無償で本件新株予約権を取得することができる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、

以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(9)に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(9)に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記(11)に準じて決定する。

以 上